

総行選第23号
令和4年4月6日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長
(公 印 省 略)

選挙事務関係者の住所の一部の告示について（通知）

市区町村の選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はこれらの職務代理者（以下「選挙事務関係者」という。）を選任した場合に行う住所の告示については、「令和3年の地方分権改革に関する提案募集」において、プライバシーの保護や選挙事務関係者の確保などの観点から告示事項を見直すよう提案が行われました。

上記の提案等を踏まえ、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号。以下「改正令」という。）により、選挙事務関係者を選任した場合に行う住所の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとされました。

これは、選挙の管理執行において重要な役割を担う選挙事務関係者の周知という告示の趣旨にかんがみ、従来どおり、住所の全部を告示することを原則としつつ、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益の保護との比較衡量により、例外的に住所の一部の告示をもって住所の全部の告示に代えることを認めるものです。

具体的には、改正令による改正後の公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条（第49条の7で準用する場合を含む。）、第68条及び第81条の住所の一部の告示について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。また、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 国政選挙において選挙事務関係者を選任した場合に行う住所の告示について

- 1 国政選挙における選挙事務関係者の「住所の全部の告示に支障があると認めるとき」としては、例えば、以下のように、個々の選挙事務関係者について、住所の全部を告示することにより、支障が発生するときに考えられること。
 - ・ 住所の全部を告示することにより、選挙事務関係者の安全やプライバシーが不当に侵害されるおそれがあるとき。
 - ・ 選挙事務関係者が住所の全部の告示に不安や懸念を感じており、住所の全部を告示することが事務の円滑な執行の妨げとなるとき。
- 2 「住所の一部」とする場合には、住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで）とすることが適当であること。なお、市区町村の選挙管理委員会においては、選挙事務関係者の住所の一部のみを告示する場合であっても、従前どおり、選挙事務関係者の住所の全部を適切に把握すること。

第2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選挙事務関係者を選任した場合に行う住所の告示について

- 1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙事務関係者の「住所の全部の告示に支障があると認めるとき」としては、第1の1と同様とすることが考えられること。
- 2 「住所の一部」とする場合には、原則として国政選挙の取扱いと同様とすることが適当であること。ただし、選挙区の大きさ等に応じて住所の町字までとするなど、地域の実情を勘案して判断されたいこと。なお、市区町村の選挙管理委員会においては、選挙事務関係者の住所の一部のみを告示する場合であっても、従前どおり、選挙事務関係者の住所の全部を適切に把握すること。